



職業婦人とその信条

蠟 山 政 道

職業という言葉について

職業ということばは、日本語ではかなり総括的なことばで、いろいろの意味をもっています。例えば、英語でに、三つことばが、それぞれ区別されて使われています。すなわち、プロフェッション、オキュペーション、ヴォケーションの三つです。この三つはそれぞれ異った意味をもっており、混同してはなりません。しかし日本語には、それらのことばに該当するような、明確な意味を持ったことばがないので、職業ということばで総括して使っています。第一のプロフェッションは、自由職業という意味です。第二のオキュペーションということばは、我々の生活の資を得る為に働くという

ような場合、社会的経済的意味を持っている場合に使います。例えば、国勢調査においていろいろ職業が分類されますが、そういう場合には、オキュペーションということばが適当ではないかと思えます。しかし、ここで主として問題にしたいのは、オキュペーションではなく、いわゆるプロフェッションであります。

教授即ちプロフェッサーという言葉などは、このプロフェッションの一番典型的なものです。それは、何ものかを、公言する、主張する、つまりプロフェッスすることができるといふところからきているわけです。しかしこのことばは、教授だけについてでなくて、いろいろな場合にいえるわけです。例えば、外国では、柔道のプロフェッサーというような

いい方もします。いずれにしても、何かそういう人のもっている知識なり技術なりが、プロフェッションには必要です。

またここに信条というものを取上げた訳ですが、このような倫理的内容を職業の問題にあてはめてみますと、ここに新しい問題がでてきます。信条を持っている、または持たなければならぬ職業という場合には、ヴォケーションという言葉が一番よくあたっています。

もっとも、ヴォケーションということばは、最初は聖職のみ使われました。つまり宗教的な仕事にたずさわる、尊い仕事に従事するという意味で、聖職という言葉がつかわれました。生活の資をうるためとか、金もうけとか、名声を得る、権力を得るためということではなくて、神につかえるものであるという意味で、他の職業と異なる特色を持っています。もちろん、これはだんだん広く使われるようになりまして、真理につかえるという意味で、学校の教授などにも、ヴォケーションということばが使われるようになりました。さらに最近いろいろの小説などについてみましても、又現代の思想においても、聖なる職業、聖職ということばを非常に広く用います。例えば、官吏、公務員のようなものも、公益につかえるという意味で、現代の聖職であり、ヴォケーションということばが使われています。そういうヴォケーションの意味をも加味したプロフェッションについて、主としてお

話をいたしたいと思えます。

プロフェッションの歴史的変遷

まず第一にプロフェッションとは、どういうものであるかを歴史的に考察してみなければなりません。

ギリシャ・ローマあたりから中世を経て、近代の欧州文化史をたどってみますと、いわゆる職業として考えられた最初のものは、医師をつかさどる医師です。又裁判官、弁護士という法律をつかさどるもの、及び伝統的な意味における聖職、僧職、この三つが大体、古代、中世を経て近代に到るまでの職業（プロフェッション）の元祖といつてよいと思えます。それでは、僧職や医者や法律家が、何故職業として認められたかといふ点と、一つの理由は、これらの職業は、一定の知識が必要であり、又その仕事は、一定の技術として、テクニクとして、系統的に把握できるものだからでした。また、それにはそれぞれ倫理綱領がありました。ギリシャでは、ヒポクラテスの誓いといつて、医者に関する倫理綱領がありますが、その中に医者というものは、どういふものでなければならないかといふことが、書かれています。そのように医者を守るべき倫理的な綱領であり、また社会的に活動する場合の信条ともいふべきものが、すでに古代ギリシャにおいてできていたのです。しかし、それが裁判官、弁護士になりますと医者とは相

違がでてきます。

裁判官は法律的な権限を有しており、それは職業というよりはむしろ支配者、統治者と云った方が適当なものでした。

他方、次第に法律制度が発達するにつれて、弁護士という職業ができてきました。ギリシャでも、弁護をする者はありませんでしたが、それは被告の友人、親戚、又は知識のある人が、被告の弁護の為に頼まれたり、やとわれたりといった程度であったようです。ローマの時代になりますと、それはかなり職業化し、沢山の事件の弁護に関する資料が残っていますし、その当時法廷で争われた弁論も残っています。現在と比較してどの位職業化しておったかは疑問ですが、しかしそれは決して素人でできるといったわけのものではありませんでした。このようにして、古典の時代における法律家、弁護士が、だんだん職業として形成されつつあったということは、注目すべきことだと思えます。

中世になりますと、一層そういう職業がふえてきます。このように、だんだん職業がふえてきたということの一つの原因として、社会の進化を考えることができます。社会の進化はその内部における解体、崩壊という現象をとまいません。

中世においては単なる封建諸侯のやとい人であり、ローマ、ギリシャの場合においては奴隷であったような人々が、奴隷制度、封建制度が崩壊すると、そこから、一つの独立し

た職業があらわれてきます。その現象は重要です。中世のギルド及び職業の発達にも同様の現象をみる事ができます。すなわち、封建制度がある程度崩壊してギルドが生れるとともに、そこに封建社会にはなかった新しい職業が生れました。そして中世の時代に、非常に職業がふえてきたのです。

ギルド的なものを基礎とした職業ができてきますと、非常に職業が発展して来て、職業というものに新しい意味が加えられるようになりました。すなわち、同じ仕事に従事する人々が全体社会の中で一つの独立した社会集団を形成するという事です。このようなことが、中世においてははっきりしてきましたので、古代から自由職業について考えられてきた特徴を加えて、ここに職業について、大体三つの特徴がでて来ただけです。第一は、何等かの知識または技能を持っていること、第二は、特殊の社会に奉仕するか、或は何か社会の爲になる、公益に奉仕すること、第三は、一つの社会集団を形成することで、その爲には、組合をつくるというようなこともできます。

以上述べたところによって、職業というものが、どんなものであるかがわかると思えます。このような歴史的發展を考えてきますと、我々がその中から現在の問題を考える場合に、どういふ点に注目したらよいか、明瞭になってくるでしょう。

職業の進化と教育

その第一は先程も申しましたが、職業が形成されるためには、既存の社会が何らかの形において解体するということが必要条件でした。例えば、裁判というものは、国家か或は支配者が、一方的に裁くということだけでなく、被告の側も考慮されます。判決が下される前に、被告は自分の立場を説明する権利を持っています。この意味で人權をもっています。

とが受けたから、もう罪人だときめるとするならば、その社会は封建的であって、個人の権利はまだ認められていない社会です。私どもの社会は、長くそのような状態にありまして。現在でも、まだ村八分などのように、皆が好ましくないと思う分子を放逐する場合があります。これはその社会が封建的であり、共同体的であって個人の存在が認められていない社会であることを示すものでしょう。ところが弁護士を認め、それが検事と対等に公益を代表して裁判ができるというのは、個人が社会から独立しているからです。そのような社会は、進化をとげています。何故そういうことが大切かといえますと、社会が余り封建的に、緊密に結ばれている場合には、その社会の内容が分化しておらず、個人が成長していません。従って、職業というものも成りたないのです。それ故、社会が解体して、自由な個人が認められた時に、職業が生みだされる条件がそろわないかと思えます。この点を中心にして、更に教育の問題にあてはめてみましょう。

大体教育というものは、親が自分の子どもに対して、当然すべき仕事で、この子どもを良い子にしたいとか、立派に一人前にしたいとか、どうしたら健康なこどもにすることができるかを考えるのは、本能的なものです。それなのに、何故、親だけで教育ができないのか、できるかもしれないが、何故学校の先生の処に教育を頼むのでしょうか。これが一つの社会の解体現象に原因していると思います。ことばを変えていえば、両親を中心とする家庭の教育だけでは不十分だということですから。そこで教育の為に学校という教育機関を設け、そこには特別に教育ということをやとする先生がいて、それに子どもの教育を托すということになるのです。

昔は小学校、幼稚園というものはなくて、みな家庭で教育をしていました。坊さんになる為のサンスクリットの研究や仏教経典の研究をするのには、高野山とか比叡山とかいうような立派な学校がありましたし、その前の奈良朝時代には、東大寺あたりにも全国から学生が集まって勉強したことは歴史に古い事実です。しかし小学校、幼稚園というものはなかったようです。家庭がすべてをやっており、又やるべきものと考えられていたので、特別に幼稚園、小学校をつくることは考えられなかったのです。

明治維新になって、長門藩あたりで、比較的民主的な政治家が出て、教育というものは、士分丈の教育でなく、庶民の教育まで及ぼされなければならないということをお願い始めた。吉田松蔭の松下塾などにもその風潮があらわれ、必ずしも士分だけでなく、庶民一般を対象とするというような空気がも出ていたようです。しかし、一般の日本の庶民が学校で勉強するというようなことは、おそらく明治以後になって初めて行われるようになったのです。我が国で学制が制定されたのは、明治五年のことです。これが学校教育の第一歩です。明治以後、日本の社会構造が変化するにつれて、教育という特別の目的を達する為の組織が生れなければならなかったのです。

さて、このように学校ができたからといって、両親は教育に関心を持たなくてもよいというわけではありません。学校の教師だけでは教育はできないし、親だけでは、教師としての役を果せず、両方がなければなりません。更に、社会という教師がいるわけです。ですから学校や社会やいろいろのものが教育をなすべきだと思います。

それでは、幼稚園というようなものが何故できたのかを考えてみますと、やはり私は、それは家庭が解体した結果ではないかと思えます。家庭の機能が現在の社会においては、もはや幼児の教育をするのに不適当になったのではないか、第

一に時間的にも、また知識的にも、親の能力というものは、非常に制限を受けてきたわけですから、しかも現在の社会生活においては、環境が益々子どもに対して悪い影響を与えるようになり、子どもを放っておけなくなりまして。最近英国で保母協会が五十年の歴史を祝ったそうですが、その五十年祭の演説の中で、ある人のいったことに、次のようなことがありました。現在の英国の住宅生活は殆んどアパート住まいになっており、その為に、子どもは、幼稚園、保育園にやらなければ殆んど教育的な環境は望めない状態であるということです。保育施設も、住宅問題と密接な関係をもっていることがわかります。こうして、社会の構造が変わると、必然的に今までになかった職業が生まれるようになります。このように、社会の構造的変化と職業が関連を持っているならば、その職業に従事する人は、一体自分の職業が何であるか、自分のやっていることが、どんな大切な意味を持っているかわかっていなければなりません。

婦 人 と 職 業

第二は同じく社会的な構造の変化に関係がありますが、特に婦人の問題を考えたいと思えます。一たい婦人がいつ頃から職業人となったか、職業婦人ということばがいつ頃できたか、ということは、非常に面白い問題だと思います。

第一次世界大戦を契機として、婦人が参政権を得たことは、女性にとって画期的な事件でした。これは、婦人が政治家になるということではありません。婦人が有権者として、非常に政治意識を昂めたということでもないので、参政権の歴史的な意味は、婦人の社会的活動、社会的地位が増大したということにあります。すなわち、それは、婦人が家庭から離れるということと関係しており、家庭を支配していた男の世界から独立するということを意味しています。特に経済力を男性に握られていると、どうしても女性性は頭が上がりません。家庭でも、婦人が男性と同じように働き、かせぐようになると、女性性はもはや男性に頭を下げる必要がなくなり、これが戦争の後に、婦人の参政権問題が起って来る理由です。こうして婦人の参政権が得られると、その政治意識も深まり、同時に婦人の社会的地位も変化します。それと共に、家庭生活も変化してきます。

私の貧しい知識により、最近、地方には保育所が非常に盛んになり、家庭の婦人が仕事にでるためには、どうしても托児所、保育所を利用しなければならぬということ、婦人も主婦も働かなければならぬ状況になり、幼児教育について今迄のような家庭の配慮ができなくなってきたということ、社会的環境は、ますます子どもにとって危険な状態になってきて、その危険から子どもを守る必要ができて

きたことが、托児所、保育所が生れた理由と考えていいのでしょうか。

それでは、家庭からはなれながら、しかも家庭の延長と考えられる職業が、職業として成りたつのは、一たいどういふ条件が必要なのでしょう。か、換言すれば、家庭だけでは育てることができないものが、幼児教育の専門家の手に托することによって、果して可能になるのでしょうか。学校教師が親の持たない独特のものを持っていること、それが職業として学校教師が成り立つ理由なのです。例えば、学問的知識や教育的技能があるということです。そしてその知識を修練された頭脳を持って駆使することができ、さらにそれが、技術化しているということでもあります。そういうことは、およそ古典社会においてはできないことなのです、エデュケーションというものだけでなく、エデュケーションをする一つの方法を自覚している、教えるという技術を持つていくことが、学校教師の存在理由なのです。幼児教育の場合、教師に要求されているものは、必ずしも知的な能力だけではなく、それよりも幼児を理解する力、あるいは、幼児を愛情によって判断する力——母親と同じような愛情——いな、むしろ忍耐とか、我慢とかいうような道德的な素質でありましょう。こうして幼児教育において特別の技術の体系が成立するとき、それを訓練する学校ができ、大学ができるということになれば

ば、幼児教育者が、立派な職業として成り立つことになりま
す。英国では五十年前に保母協会ができて、幼稚園教師の養
成の為の三年課程の大学ができています。日本でも幼児教育
だけの専門の大学ができるまでには、まだ進化をとげなけれ
ばならないでしょう。中世において、大学ができて医者が立
派に職業化したのと同じように、幼児教育の為にも立派な大
学が必要です。今までのように、中途半端な組織ではだめ
で、まず第一に社会的な需要が生れ、その職業の存在理由が
だんだん理解されてきますと、国家もそれについて考えるよ
うになり、やがてそういう時代がやって来ると思います。も
はや家庭で処理することのできない問題、それを社会がどう
するかということに問題があるのですから、どうしてもその
為に、一つの組織ができ、専門教育がなされねばなりません。
その専門教育を受けた人が、社会人、職業人となるわけ
です。

現代における職業人の信条

現代の最大の問題は、あらゆるイデオロギー、あらゆる思
想を越えて、根本的な人間性というものに立ちかえること、
人間性、あるいは、個性、人格を尊重していかねばならない
ということ。このような現代の動きを現代人としての職
業人が、如何に理解するか、ということに一つの大きな信条

の基礎を見出さなければなりません。世の中はどう変わるか、
世界はどういう方向にむかっているかを知らずしては、自分
の信条を見出すことはできないのです。紛糾している種々の
問題を越えて背後にある問題は、人間の幸福はどうして得ら
れるか、個人の福祉はいかにして可能になるかという問題に
帰着していると思います。共産主義もフアシズムも民主主義
も、二十世紀の時代の動きは総て、この問題の上にテストさ
れていると考えてよいと思います。これこそ教育者として最
も大事なポイントではないでしょうか。問題はなかなかむず
かしいので、この点について十分お話をすることはできませ
んが、現在の時代的な理解というものが必要だということか
一言加えたいと思います。そしてそこから、ヴォケーション
としてし職業的な信条、倫理綱領が発見されていくべきで
す。

倫理綱領は必ずしも法律的な意味、若しくは、法律に代る
ものを求めようというわけではありません。例えば今日、映
画、新聞の倫理綱領というものがありません、現在の日本の映
画の問題は、われわれの良心にとっても非常に不満です。日
本の文化、社会の道徳のスタンダードは、一体どこにあるの
でしょうか。それは法律で定めるわけにはいきません。また
業者の倫理綱領を信頼することもできません。利益を目的の
業者に対しては、倫理綱領は、意味がないのです。教師は自

分の倫理綱領を持たなければなりません。

それでは一体倫理綱領はどうしてつくりだすのでしょうか。与えられる倫理綱領ではなくて、自分の職業の根柢を自から見出していく努力のうちに、倫理綱領が生れるのです。倫理綱領を持たず、ただ学校から免状を貰えばよいというのは、十九世紀の産物です。われわれはまだこれから脱却していません。それで満足していたり、国家の力に依存しているは、本當の業人としての信条をまっとうするわけにはいきません。職業人自からが倫理綱領を生み出し、作り出している時に、はじめて私はヴォケーションとして聖なる職業が成立するのではないかと考えます、学校教師はたい倫理綱領を持つていたろうか。法律によって、倫理綱領を求めることはできません。国家によってつくられるようなものではなく、問題は解決されないのです。自主的に倫理綱領を持つ時代がこなければ、本當の職業人としての立場は確立しないのです。その点において、幼児の教育に従事される皆さんが、一つの職業的倫理綱領を、自然に経験と自覚から生み出す時代が来た時に、恐らく職業人としての信条は、その中に盛り込まれるのではないのでしょうか。そしてそれは苦斗、経験の結果生れるもので人から与えられるものではないということだと思います。このように私は思うのです。

● 昭和三十一年度教員養成学部教官研究会幼稚園部会について

一 昨年は大分で、昨年は岡山で開催されたこの会は、本年は全国国立三十六大学より保育関係の講義に関係ある教官教諭七十一名が参加して十月二十二日より二十五日まで大阪で開かれた。昨年のこの会の報告は、「幼稚園教員養成の諸問題」と題して岡山大学教育学部より小冊子が発行されているが、昨年は「幼稚園教育総論」について主たる論議が交された。本年は昨年にひきつづいて保育内容各論、社に「社会」「言語」「自然」の三分野について討論された。各大学より提出された保育関係の講義に関する事前調査の資料を参考として、上の三分野について一応のシラバスを作ることに意見が一致し、そのシラバスの内容についての討議が今日の会合の主たる議題であった。なおその席上、幼稚園実習の問題が討議され、現在では小学校教育実習の単位をもっていれば幼稚園教育実習は必ずしも必要としないのは遺憾であるとされ、幼稚園教諭の普通免許状を取得する場合には一―二単位以上の幼稚園教育実習の単位を必ず取得することが望ましい旨が決議された。また幼稚園教員養成においては小学校教育実習と小学校教員養成においては幼稚園教育実習を行うことが望ましいことが確認された。保育内容のシラバスの具体的な案の詳細及びこの会の討論の内容については、近く大阪学芸大学より集録が刊行される予定であるから、それにもみることできる。